



2025/07/10 12:57 現在の情報です。

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
株式会社エスコン

会社法人等番号	0100-01-067609		
商号	株式会社日本エスコン		
	株式会社エスコン	令和 7年 7月 1日変更	令和 7年 7月 1日登記
本店	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号		
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定	令和 4年10月 3日登記
公告をする方法	<p>電子公告とする。 https://www.esconjapan.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>		
会社成立の年月日	平成7年4月18日		
目的	<p>当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国法に基づき設立されたものを含む。）の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市開発・地域開発・宅地造成に関するコンサルタント業務 2. 個人、法人の資産活用、資産管理に関するコンサルタント業務 3. 分譲住宅、分譲マンション、分譲宅地の販売、管理およびその代理、ならびにそれらに関するコンサルタント業務 4. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理およびその代理、ならびにそれらに関するコンサルタント業務 5. 不動産のプロパティマネジメント（管理運営）に関する業務 6. 不動産および不動産信託受益権のアセットマネジメントに関する業務 7. 住宅設備機器、室内装飾品、園芸用品、衣料品、日用雑貨品、介護用品等の企画、販売、仲介およびコンサルタント業務 8. 建築工事、土木工事の請負、設計、施工および監理 9. 生命保険の募集に関する業務 10. 損害保険代理業 11. 「資産の流動化に関する法律」に基づく不動産の流動化に関する業務 12. 「不動産特定共同事業法」に基づく不動産特定共同事業に関する業務 13. 信託受益権の保有および売買、その代理または媒介に関する業務 14. 金銭の貸付けに関する業務 15. 情報処理サービス、情報提供サービス、広告、宣伝およびその代理、ならびにそれらに関するコンサルタント業務 16. 農産物の生産、栽培、仕入、加工、卸売および販売に関する業務 17. サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営および管理に関する業務ならびに居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護サービス事業および介護予防サービス事業に関する業務 18. 建物の管理、保守、清掃および警備業務 19. スポーツ施設、ホテルその他宿泊施設および飲食店の企画、運営、管理、経営ならびにそれらに関するコンサルタント業務 20. 各種イベントの企画、制作、運営および管理に関する業務 21. 職業紹介事業および労働者派遣事業に関する業務 22. 不動産のリフォーム、リノベーション、コンバージョンおよびインテリアコーディネートに関する業務 23. 墓地、納骨堂の企画、販売、管理その他遺骨供養に関する業務およびそれらに関するコンサルタント業務 24. 太陽光発電装置および設備の設計、開発、販売、設置、賃貸、賃借、保守および管理ならびに売電事業に関する業務 25. 駐車場の運営、管理およびそれらに関するコンサルタント業務 26. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 3年 3月26日変更 令和 3年 4月 6日登記</p>		
単元株式数	100株		
発行可能株式総数	9900万株	令和 3年 3月26日変更	

		令和 3年 4月 6日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9858万887株	令和 3年 4月 5日変更
		令和 3年 4月 6日登記
資本金の額	金165億1955万5018円	令和 3年 4月 5日変更
		令和 3年 4月 6日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	
役員に関する事項	取締役 伊藤 貴俊	令和 3年 3月26日重任
		令和 3年 4月 6日登記
	取締役 伊藤 貴俊	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月 1日登記
	取締役 伊藤 貴俊	令和 5年 3月24日重任
		令和 5年 4月 3日登記
	取締役 伊藤 貴俊	令和 5年11月29日重任
		令和 5年12月 1日登記
	取締役 伊藤 貴俊	令和 6年 6月25日重任
		令和 6年 7月 1日登記
	取締役 伊藤 貴俊	令和 7年 6月25日重任
		令和 7年 7月 1日登記
	取締役 中西 稔	令和 3年 3月26日重任
		令和 3年 4月 6日登記
	取締役 中西 稔	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月 1日登記
	取締役 中西 稔	令和 5年 3月24日重任
		令和 5年 4月 3日登記
	取締役 中西 稔	令和 5年11月29日重任
		令和 5年12月 1日登記
	取締役 中西 稔	令和 6年 6月25日重任
		令和 6年 7月 1日登記
	取締役 中西 稔	令和 7年 6月25日重任
		令和 7年 7月 1日登記
取締役 藤田 賢司	令和 3年 3月26日重任	
	令和 3年 4月 6日登記	
取締役 藤田 賢司	令和 4年 3月25日重任	
	令和 4年 4月 1日登記	
取締役 藤田 賢司	令和 5年 3月24日重任	
	令和 5年 4月 3日登記	
取締役 藤田 賢司	令和 5年11月29日重任	

		令和 5年12月 1日登記
		令和 6年 6月25日退任
		令和 6年 7月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	川 島 敦	令和 3年 3月26日就任
		令和 3年 4月 6日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	川 島 敦	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	川 島 敦	令和 5年 3月24日重任
		令和 5年 4月 3日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	川 島 敦	令和 5年11月29日重任
		令和 5年12月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	川 島 敦	令和 6年 6月25日重任
		令和 6年 7月 1日登記
		令和 7年 6月25日退任
		令和 7年 7月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	大 槻 啓 子	令和 3年 3月26日就任
		令和 3年 4月 6日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	大 槻 啓 子	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	大 槻 啓 子	令和 5年 3月24日重任
		令和 5年 4月 3日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	大 槻 啓 子	令和 5年11月29日重任
		令和 5年12月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	大 槻 啓 子	令和 6年 6月25日重任
		令和 6年 7月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	大 槻 啓 子	令和 7年 6月25日重任
		令和 7年 7月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	服 部 博 明	令和 5年 3月24日就任
		令和 5年 4月 3日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	服 部 博 明	令和 5年11月29日重任
		令和 5年12月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	服 部 博 明	令和 6年 6月25日重任
		令和 6年 7月 1日登記
取締役 <u>(社外取締役)</u>	服 部 博 明	令和 7年 6月25日重任
		令和 7年 7月 1日登記
取締役	松 澤 光 彦	令和 6年 6月25日就任
		令和 6年 7月 1日登記
		令和 7年 6月25日退任

		令和 7年 7月 1日登記
取締役	坪内優和	令和 7年 6月25日就任
		令和 7年 7月 1日登記
取締役	與田弘子 (木場弘子)	令和 7年 6月25日就任
(社外取締役)		令和 7年 7月 1日登記
取締役・監査等委員	溝端浩人	令和 2年 3月26日重任
(社外取締役)		令和 2年 4月 1日登記
取締役・監査等委員	溝端浩人	令和 4年 3月25日重任
(社外取締役)		令和 4年 4月 1日登記
取締役・監査等委員	溝端浩人	令和 5年11月29日重任
(社外取締役)		令和 5年12月 1日登記
取締役・監査等委員	溝端浩人	令和 7年 6月25日重任
(社外取締役)		令和 7年 7月 1日登記
取締役・監査等委員	西岳正義	令和 2年 3月26日就任
(社外取締役)		令和 2年 4月 1日登記
取締役・監査等委員	西岳正義	令和 4年 3月25日重任
(社外取締役)		令和 4年 4月 1日登記
取締役・監査等委員	西岳正義	令和 5年11月29日重任
(社外取締役)		令和 5年12月 1日登記
取締役・監査等委員	西岳正義	令和 7年 6月25日重任
(社外取締役)		令和 7年 7月 1日登記
取締役・監査等委員	福田正	令和 2年 3月26日就任
(社外取締役)		令和 2年 4月 1日登記
取締役・監査等委員	福田正	令和 4年 3月25日重任
(社外取締役)		令和 4年 4月 1日登記
取締役・監査等委員	福田正	令和 5年11月29日重任
(社外取締役)		令和 5年12月 1日登記
取締役・監査等委員	福田正	令和 7年 6月25日重任
(社外取締役)		令和 7年 7月 1日登記
取締役・監査等委員	若山智彦	令和 5年 3月24日就任
		令和 5年 4月 3日登記
取締役・監査等委員	若山智彦	令和 6年 6月25日重任
		令和 6年 7月 1日登記

	京都市西京区桂市ノ前町14番地9 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 3年 3月26日重任 令和 3年 4月 6日登記
	京都市西京区桂市ノ前町14番地9 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 4年 3月25日重任 令和 4年 4月 1日登記
	京都市西京区桂市ノ前町14番地9 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 5年 3月24日重任 令和 5年 4月 3日登記
	京都市西京区桂南巽町57番地 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 5年 8月 1日住所 移転 令和 5年 8月15日登記
	京都市西京区桂南巽町57番地 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 5年11月29日重任 令和 5年12月 1日登記
	京都市西京区桂南巽町57番地 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 6年 6月25日重任 令和 6年 7月 1日登記
	京都市西京区桂南巽町57番地 代表取締役 伊藤 貴俊	令和 7年 6月25日重任 令和 7年 7月 1日登記
	会計監査人 三優監査法人	令和 3年 3月26日重任 令和 3年 4月 6日登記
	会計監査人 三優監査法人	令和 4年 3月25日重任 令和 4年 4月 1日登記
	会計監査人 三優監査法人	令和 5年 3月24日重任 令和 5年 4月 3日登記
	会計監査人 三優監査法人	令和 5年11月29日重任 令和 5年12月 1日登記
	会計監査人 三優監査法人	令和 6年 6月25日重任 令和 6年 7月 1日登記
	会計監査人 三優監査法人	令和 7年 6月25日重任 令和 7年 7月 1日登記
	非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
支店	1 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号	
	2 福岡市博多区上川端町13番15号	
	3 名古屋市中区栄二丁目4番1号	
	4 札幌市中央区北三条西四丁目1番地1	令和 2年 9月 1日設置 令和 2年 9月 1日登記
	5 沖縄県那覇市久茂地一丁目12番12号	令和 6年 4月 9日設置 令和 6年 4月 9日登記
新株予約権	第6回新株予約権	

新株予約権の数

1万2665個

1万2615個

令和 1年12月31日変更

令和 2年 1月 7日登記

1万2585個

令和 2年 1月31日変更

令和 2年 2月 3日登記

1万2525個

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月 1日登記

1万2485個

令和 2年 5月29日変更

令和 2年 6月 1日登記

1万2465個

令和 2年 8月31日変更

令和 2年 9月 1日登記

1万2445個

令和 2年12月31日変更

令和 3年 1月 4日登記

1万2415個

令和 3年 2月28日変更

令和 3年 3月 1日登記

1万2315個

令和 3年 4月 6日変更

令和 3年 4月16日登記

1万2306個

令和 3年 4月16日変更

令和 3年 4月16日登記

1万2305個

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 5月 6日登記

1万2265個

令和 3年 5月31日変更

令和 3年 6月 1日登記

1万2235個

令和 3年 5月31日変更

令和 3年 6月 1日登記

1万2135個

令和 3年 6月30日変更

令和 3年 7月 1日登記

1万1985個

令和 3年 7月31日変更

令和 3年 8月 2日登記

1万1975個

令和 3年 9月30日変更

令和 3年10月 1日登記

1万1825個

令和 3年 9月30日変更

令和 3年10月 1日登記

1万1229個

令和 3年10月31日変更

令和 3年11月 1日登記

1万419個

令和 3年11月30日変更

令和 3年12月 1日登記

9024個

令和 3年12月31日変更

令和 4年 1月 4日登記

8974個

令和 4年 1月31日変更

令和 4年 2月 1日登記

8944個

令和 4年 2月28日変更

令和 4年 3月 1日登記

8914個

令和 4年 3月31日変更

令和 4年 4月 1日登記

8874個

令和 4年 4月30日変更

令和 4年 5月 2日登記

8849個

令和 4年 4月30日変更

令和 4年 5月 2日登記

8414個

令和 4年 5月31日変更

令和 4年 6月 1日登記

8384個

令和 4年 9月30日変更

令和 4年10月 3日登記

8184個

令和 4年10月31日変更

令和 4年11月 1日登記

7301個

令和 4年12月31日変更

令和 5年 1月 5日登記

7101個

令和 5年 2月28日変更

令和 5年 3月 1日登記

7021個

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月 1日登記

6991個

令和 5年 7月31日変更

令和 5年 8月 3日登記

6951個

令和 5年 8月31日変更

令和 5年 9月 1日登記

6921個

令和 5年 9月30日変更

令和 5年10月 2日登記

6701個

令和 5年 9月30日変更

令和 5年10月 2日登記

6551個

令和 5年10月31日変更

令和 5年11月 1日登記

6521個

令和 5年11月30日変更

令和 5年12月 1日登記

6261個

令和 6年 1月31日変更

令和 6年 2月 1日登記

5799個

5789個	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 1日登記
5406個	令和 6年 3月31日変更	令和 6年 4月 9日登記
4784個	令和 6年 3月31日変更	令和 6年 4月 9日登記
4774個	令和 6年 5月31日変更	令和 6年 6月 3日登記
4744個	令和 6年 6月30日変更	令和 6年 7月 1日登記
4604個	令和 6年 7月31日変更	令和 6年 8月 1日登記
4525個	令和 6年 7月31日変更	令和 6年 8月 1日登記
4125個	令和 6年10月31日変更	令和 6年11月 1日登記
3975個	令和 6年11月30日変更	令和 6年12月 2日登記
3705個	令和 6年12月31日変更	令和 7年 1月 6日登記
3284個	令和 7年 1月31日変更	令和 7年 2月 3日登記
2672個	令和 7年 2月28日変更	令和 7年 3月 3日登記
2592個	令和 7年 3月31日変更	令和 7年 4月 1日登記
	令和 7年 5月31日変更	令和 7年 6月 2日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 126万6500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

普通株式 126万1500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 1年12月31日変更 令和 2年 1月 7日登記

普通株式 125万8500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月 3日登記

普通株式 125万2500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月 1日登記

普通株式 124万8500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 2年 5月29日変更

令和 2年 6月 1日登記

普通株式 124万6500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 2年 8月31日変更

令和 2年 9月 1日登記

普通株式 124万4500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 2年12月31日変更

令和 3年 1月 4日登記

普通株式 124万1500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 2月28日変更

令和 3年 3月 1日登記

普通株式 123万1500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 4月 6日変更

令和 3年 4月16日登記

普通株式 123万600株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 4月16日変更 令和 3年 4月16日登記

普通株式 123万500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月 6日登記

普通株式 122万6500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 5月31日変更 令和 3年 6月 1日登記

普通株式 122万3500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 5月31日変更 令和 3年 6月 1日登記

普通株式 121万3500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 6月30日変更 令和 3年 7月 1日登記

普通株式 119万8500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 7月31日変更

令和 3年 8月 2日登記

普通株式 119万7500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 9月30日変更

令和 3年10月 1日登記

普通株式 118万2500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年 9月30日変更

令和 3年10月 1日登記

普通株式 112万2900株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年10月31日変更

令和 3年11月 1日登記

普通株式 104万1900株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年11月30日変更

令和 3年12月 1日登記

普通株式 90万2400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年12月31日変更

令和 4年 1月 4日登記

普通株式 89万7400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 1月31日変更 令和 4年 2月 1日登記

普通株式 89万4400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 1日登記

普通株式 89万1400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記

普通株式 88万7400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月 2日登記

普通株式 88万4900株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月 2日登記

普通株式 84万1400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 5月31日変更

令和 4年 6月 1日登記

普通株式 83万8400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年 9月30日変更

令和 4年10月 3日登記

普通株式 81万8400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年10月31日変更

令和 4年11月 1日登記

普通株式 73万100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年12月31日変更

令和 5年 1月 5日登記

普通株式 71万100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 5年 2月28日変更

令和 5年 3月 1日登記

普通株式 70万2100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月 1日登記

普通株式 69万9100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和5年7月31日変更 令和5年8月3日登記

普通株式 69万5100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和5年8月31日変更 令和5年9月1日登記

普通株式 69万2100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和5年9月30日変更 令和5年10月2日登記

普通株式 67万100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和5年9月30日変更 令和5年10月2日登記

普通株式 65万5100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和5年10月31日変更 令和5年11月1日登記

普通株式 65万2100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 5年 1月 30日変更

令和 5年 12月 1日登記

普通株式 62万6100株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 1月 31日変更

令和 6年 2月 1日登記

普通株式 57万9900株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 2月 29日変更

令和 6年 3月 1日登記

普通株式 57万8900株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 3月 31日変更

令和 6年 4月 9日登記

普通株式 54万600株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 3月 31日変更

令和 6年 4月 9日登記

普通株式 47万8400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 5月 31日変更

令和 6年 6月 3日登記

普通株式 47万7400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 6月30日変更 令和 6年 7月 1日登記

普通株式 47万4400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 1日登記

普通株式 46万400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 1日登記

普通株式 45万2500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年10月31日変更 令和 6年11月 1日登記

普通株式 41万2500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年11月30日変更 令和 6年12月 2日登記

普通株式 39万7500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 6年 12月 31日変更

令和 7年 1月 6日登記

普通株式 37万500株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 7年 1月 31日変更

令和 7年 2月 3日登記

普通株式 32万8400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 7年 2月 28日変更

令和 7年 3月 3日登記

普通株式 26万7200株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 7年 3月 31日変更

令和 7年 4月 1日登記

普通株式 25万9200株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 7年 5月 31日変更

令和 7年 6月 2日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たりの発行価額は、金100円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金627円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割または併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転

の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行 株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成33年4月1日から平成37年12月26日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成30年12月期乃至平成32年12月期の全ての事業年度の当社営業利益が下記の各号に掲げるそれぞれの金額を超過した場合、平成32年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、割り当てられた本新株予約権を行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a)平成30年12月期の営業利益が85億円を超過した場合
 (b)平成31年12月期の営業利益が95億円を超過した場合
 (c)平成32年12月期の営業利益が100億円を超過した場合

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする（以下、同様とする。）。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の死亡の原因が業務中の事故であった場合その他当該相続人による当該新株予約権の行使を認める正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使条件に定める規定により本新株予約権の全部又は一部を行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使できなくなった本新株予約権を無償で取得することができる。

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和1年10月21日東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5から本店移転 令和1年10月21日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。